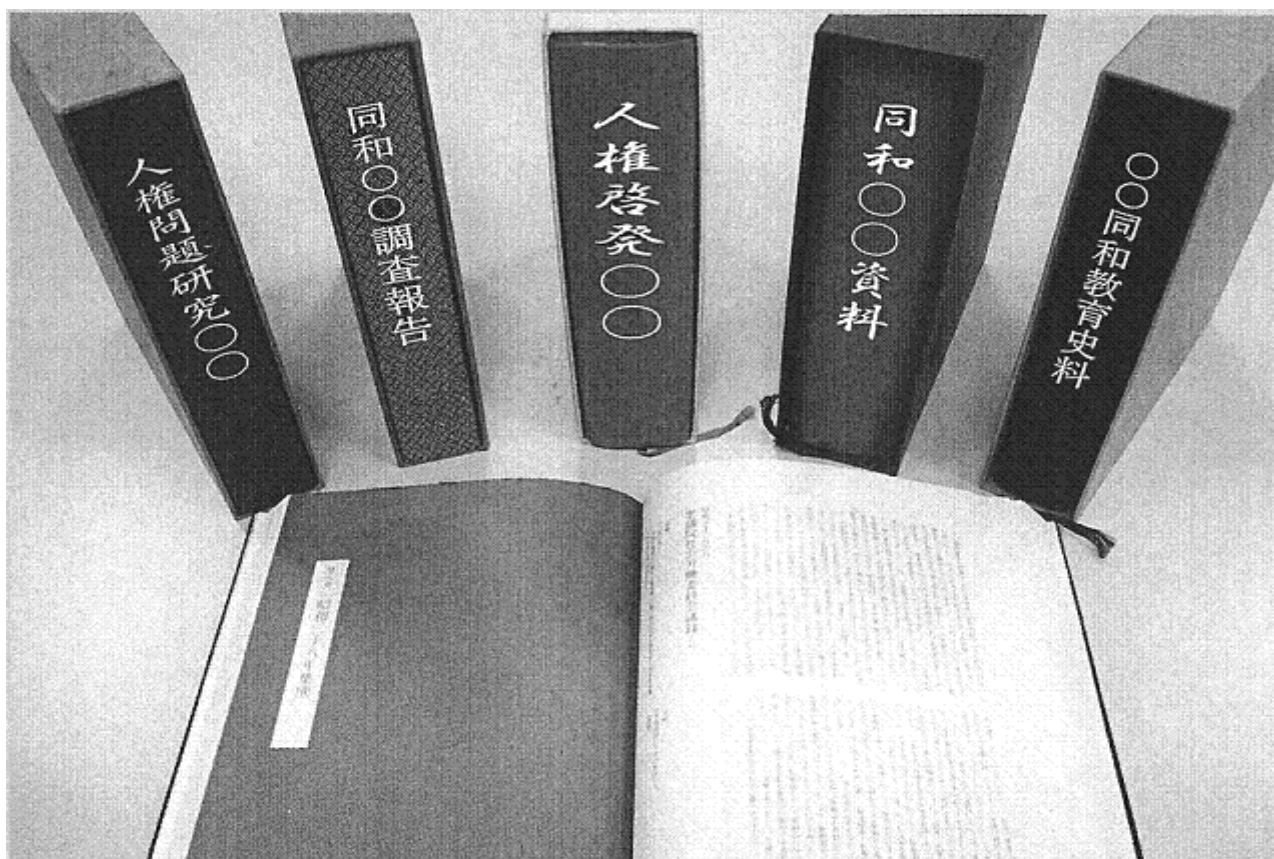


・ ・ ・  
同和をかたる

# 悪質商法

～えせ同和行為対応マニュアル～



観音寺市市民部人権課

## 同和をかたる悪質商法

「同和問題はこわい問題であり、避けたほうがいい」との誤った意識を悪用して、同和問題を口実に企業・団体・個人等に高額な書籍等の購入や寄付金・賛助金等を要求する「えせ同和行為」が、県内で増加しています。

えせ同和行為は、実態があるかどうか不明な団体名をかたったり、また、実在する運動団体と関係があるかのような言い方をして書籍等の購入などを要求する行為です。しかし、同和問題解決のために真摯に取り組んでいる運動団体がえせ同和行為を行うことはありません。

また、同和問題は国民の基本的な人権に係る最も重要な課題のひとつであり、人権擁護機関をはじめ多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行なっています。

## 本当の被害者はだれか？

高額な書籍等の購入や寄付金・賛助金等を強要された人は、当然被害者です。

ところが、同和問題を正しく理解していない人がこのような被害を受けた場合、同和問題について誤った意識を植えつけ、同和関係者に対する新たな差別意識を生む大きな要因となっています。多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決へ逆行する行為です。

本当の被害者は、同和問題解決のために真摯に取り組んでいる運動団体や同和地区で暮らす人々ではないでしょうか。

## えせ同和行為を排除する目的は？

えせ同和行為排除の対象は「行為そのもの」です。えせ同和行為をする者がどのような団体に所属するかなどは問いません。同和問題を口実にこのような行為をする者は、同和問題の解決を語る資格はありません。

不当な要求に対しては、き然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが重要です。えせ同和行為排除の目的は、違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、同和問題を解決するところにあります。

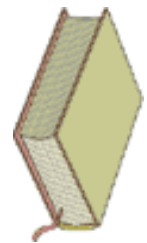
## 電話による書籍等購入の強要があった場合の対応

- 1 おびえず、あわてず対応し、相手方の要求に応ずるべきではないと考えたときは、例えば「当社では、その本を必要としないので、購入するつもりはありません」と明確に答え、「検討する」とか「考えてみる」等相手方に期待を抱かせる発言をしない。
- 2 相手方が、「とにかく送るから見てほしい」、「顔を立ててほしい」旨、懇願することもある。  
これに対しては、「送ってきたら着払いで送り返す」旨を伝え、「購入するつもりはない」と繰り返し答える。
- 3 断ると、相手方は、「同和問題に対する理解がない」、「糾弾するぞ」と脅し始めることが多い。これに対しては、「同和問題についての研修や必要な資料は、役所等に相談して決定する」等と答える。



## 突然、書籍等を送ってきた場合の対応

- 1 書籍等が一方向的に送られてきた場合は、受け取りを拒否し、配達人に持ち帰ってもらう。
- 2 送られてきた図書等を受け取った場合は、次の要領で返送する。
  - ① 開封していない場合

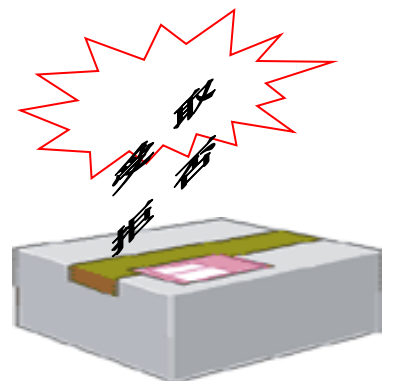


郵便物の場合は赤字で、「この郵便物は受け取れません 氏名 印」と表示した付箋（縦10cm×横20cm程度のもの）を付けて、郵便局に持っていか、ポストに投函する。

宅配便の場合も、同様に付箋を付けて返送すればよいが、念のため宅配業者に確認して対応すること。

- ② 開封した場合

「購入の意思はない」旨の文書を同封し、その上から包装し、発送したことが確認できる方法（簡易書留や宅配便を利用し、必ず控えを保管する）で返送する。



# 組織としての対応の心得

## 基本的姿勢

私たちは同和問題を理解することに努めるとともに、毅然とした態度でえせ同和行為に対処しなければなりません。

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求や行為は「断固として拒否する」ことです。

### 1 同和問題に対する理解を深めること

同和問題に対する理解を深めることは、えせ同和行為を排除するためにも有益であり、き然とした態度に対処するためにも、企業研修等を通じ、同和問題に対する理解を深めることが大切です。

### 2 組織全体で対応すること

担当者だけで要求を拒否するには、あまりにも負担が大きい場合があります。いつでも同じ対応ができるよう、企業としての対応の方針をあらかじめ検討し、担当者をバックアップできる体制を整えておくことが大切です。

### 3 要求内容を明確にすること

要求内容の誤った解釈は、適正な対応をとれないことの原因になることが多いので、まず相手方が求めている内容が何であるかを的確に把握することが大切です。

### 4 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずありません。また、仮に暴力的言動があれば、かえって警察の要請、通報など法的手続きが取り易くなります。

### 5 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると更につけ込まれます。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となりますのでき然として対応してください。一度弱みをみせると次々に要求をしてきます。



## [悪質商法排除についてのご相談は]



- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ● 高松法務局人権擁護部       | 087-821-7850 |
| ● 高松法務局観音寺支局       | 0875-25-4528 |
| ● 香川県人権・同和政策課      | 087-832-3202 |
| ● 観音寺市人権課          | 0875-23-3928 |
| ● 香川県警察本部 悪質商法110番 | 087-833-9449 |